

令和7年第8回海老名市選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和7年7月2日（水）午前9時30分から

2 場 所 海老名市役所 7階 704会議室

3 出席委員 委員長 永江次夫

委員 中島賢太郎 杉山秀雄 佐藤政夫

4 欠席委員 なし

5 事務局 篠原局長、煤賀係長、柳田書記、佐藤書記

6 会議の案件

（1）議案第37号 選挙人名簿に登録する者を定めること

（2）議案第38号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

（3）議案第39号 投票立会人を選任すること

（4）議案第40号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること

7 会議の記録

【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前9時 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

（事務局、日程を説明）

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第37号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第37号 選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 公職選挙法第22条第3項の規定により選挙人名簿に登録する者の数であるが、男 58,426人、女 58,550人、合計 116,976人である。

選挙人名簿に登録する者の住所、氏名等であるが、公職選挙法第19条第3項の規定により、磁気ディスクにより調製したいものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第38号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第38号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること】

事務局 令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、公職選挙法第37条第2項の規定により、別紙のとおり選任したいものである。

なお、昨年10月の衆議院解散総選挙から、第3投票区、第4投票区、第7投票区、第9投票区、第12投票区、第13投票区、第14投票区、第18投票区、第20投票区、第22投票区の計10投票区が、退職者・人事異動などにより変更している。

また、職務代理者については、第1投票区、第3投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第12投票区、第16投票区、第18投票区、第19投票区の計9投票区が、人事異動などにより変更している。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委 員 長 次に、議案第39号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第39号 投票立会人を選任すること】

事 務 局 令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票立会人について、公職選挙法第38条第1項の規定により、別紙のとおり選任したいものである。

なお、投票立会人については、明るい選挙推進協議会の委員、応募制投票立会人、地域の方々等をお願いしている。

委 員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委 員 長 他に質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委 員 長 次に、議案第40号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第40号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること】

事 務 局 今回登録する者の数については、男1人、女1人である。

また、登録する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

前回の時点での在外選挙人名簿登録者数は、男54人、女79人、合計133人であった。

今回の、男1人及び女1人の登録により、議決後の在外選挙人名簿の登録者数は、男55人、女80人、合計135人となる。

委 員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委 員 長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から議案以外で何かあるか。

【選挙時登録における報告】

事務局 それでは報告する。

報告1 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

これは、条例の制定又は改廃の請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,340人となる。

報告2 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

これは、議会の解散請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、38,992人となる。

報告3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

これは、市町村の合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求等する際に必要な人数を定めるものであり、選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、19,496人となる。

【報告事項】

・投票支援カードの活用について

→ 今回の選挙から、より投票しやすい環境整備の一環として、「投票支援カード」を各投票所に配布することを報告した。

以上は会議の顛末であるが、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 9 月 1 日

委員長

委 員

委 員

委 員